

京都市上下水道局建設工事等の入札用設計図書販売業務に係る覚書

(総則)

第1条 京都市上下水道局（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、発注者が発注する建設工事、測量・設計業務等（以下「建設工事等」という。）の入札に係る設計図書の原稿（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれに類する図書の原稿、原図及びその電磁記録データを記録した媒体をいう。以下「原稿」という。）の複写及び当該複写物（以下「設計図書」という。）の販売業務（以下「業務」という。）に関して、この覚書に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、発注者の指示に基づき、原稿を複写し、設計図書の購入を希望する者（以下「購入希望業者」という。）に販売することとする。

2 業務の履行に係るすべての経費は、受注者の負担とする。

(業務の期間)

第3条 この業務の期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとする。ただし、原稿の返却日が令和8年6月30日を超える場合は、受注者が発注者に原稿を返却する日までとする。

(設計図書の貸付等)

第4条 原稿は、発注者が受注者に無償で貸し付ける。

2 前項の貸付時に、発注者及び受注者は、原稿の種類、規格及び数量に誤りがないことを確認することとする。

3 原稿の貸付は、原則として、対象入札案件の設計図書の販売の前日（当該日が京都市の休日定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）である場合はその前日）までに行う。

4 原稿の返却は、設計図書の販売期間の終了日から3日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に行う。

(設計図書の販売等)

第5条 設計図書の販売は、受注者が設計図書販売業務応募申請書に記載した販売場所において、平日（休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時まで、行うものとする。平日であっても、受注者の休業日にあつては、販売することを要しないが、平日に休業する場合は、事前に発注者に届け出ることとする。

2 設計図書の販売は、以下の標準単価以内の価格で行う。

種 類	規 格	標準単価（税抜き）
電子複写（上質紙）	A 0	3 3 0 円
	A 1	3 0 0 円
	A 2	1 5 0 円
	A 3	5 0 円
	A 4	4 0 円
カラーコピー	A 3	1 5 0 円
	A 4	9 0 円

3 受注者は、発注者が貸し付けた原稿の中にカラー原稿があった場合は、カラーコピーとしかどうか発注者に確認するものとし、発注者から指示のない限りは、カラーコピーを行わないものとする。

- 4 受注者は、購入希望業者が提出する複写承認申請書兼承認書又は入札通知書に記載の対象案件に係る設計図書を販売する。その際、受注者は、発注者の指示に基づき、設計図書の一式販売又は部分販売を行うものとする。また、受注者は、販売に当たっては、設計図書に落丁、乱丁等がないことを確認しなければならない。
- 5 設計図書の販売期間は、発注者が指示する。
- 6 受注者は、設計図書販売終了後、発注者の求めに応じ、購入業者名を報告することとする。
- 7 受注者が購入希望業者に設計図書の購入代金を返還した場合、受注者は、その理由の如何によらず、発注者にその費用を請求することはできない。

(原稿の所有権)

第6条 原稿の所有権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、善良な管理者の注意をもって原稿を使用し、保管しなければならない。
- 3 受注者は、原稿を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

(原稿の著作権)

第7条 原稿の著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、前項に規定する発注者の著作権に基づき、第2条第1項に規定する販売を目的として原稿の複写を許諾されるものであり、当該目的以外の目的をもって原稿を複写及び他の方法により使用してはならない。

(守秘義務)

第8条 受注者は、設計図書を販売した数量及び相手方の名称等の情報を、他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、前項の守秘義務を徹底するため、当該情報を知り得る従業員等に対し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の情報の漏えいが生じ、又は生じるおそれがある（当該情報を教示するよう求められた場合を含む。）と認めるときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第9条 この契約に関して生じた損害（第三者に生じた損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(覚書の変更)

第10条 発注者又は受注者は、特別な事情によりこの覚書を変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって相手方に申し出るとともに、発注者、受注者双方で誠意をもって協議するものとする。

(業務からの罷免)

第11条 受注者が次の各号の一に該当するときは、発注者は、受注者を業務から罷免することができる。

- (1) 業務の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 業務の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
- (5) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該覚書の各条項に著しく違反したとき。

- 2 発注者は、前項の規定により業務から罷免したときは、受注者に損害賠償の請求を行うことができる。
- 3 受注者は、第1項の規定により業務の罷免があったときは、発注者にその損失の補償を求めることができない。
- 4 業務の開始後、やむを得ない事由により、受注者が業務を遂行できなくなった場合は、発注者は、受注者を業務から罷免するが、競争入札参加停止措置や損害賠償の請求は行わない。

第12条 発注者は、前条第1項各号に掲げる場合のほか、業務の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、業務を取り止めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者を罷免し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の委託禁止等)

第13条 受注者は、発注者の書面による承諾を得なければ、この業務に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(紛争の解決)

第14条 この覚書に関し、発注者受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協義のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者受注者それぞれが負担する。

(補則)

第15条 この覚書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程及び関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市

代表者 京都市公営企業管理者上下水道局長

吉川 雅則

印

受注者

印